

より使いやすい制度に ～勤労者資格取得支援事業補助金制度の対象拡充～

中津市では、平成29年4月1日から中津市勤労者資格取得支援事業補助金制度を始め、市内事業所の技術力向上及び人材育成の支援を図っていますが、本制度は受検した個人のみを補助対象者としており、市内事業所から「事業所が経費を負担していて、その場合も対象にしてほしい」等の要望がありました。

そうした要望を受け、この度、対象の拡充や補助対象資格の追加を行うことにより、より利用しやすくなりました。



1. 改正内容

区分	改正前	改正後(追加内容)
対象者	市内に居住し、かつ、市内事業所に勤務している者又は勤務予定である者	市内に事業所を有する個人又は法人
対象資格	職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(全126種類)※(厚生労働省所管)	自動車整備士技能検定規則に基づき実施される技能検定(国土交通省所管)
対象経費	受検手数料	改正なし
補助率	対象経費の2/3以内	改正なし
補助限度額	10,000円	事業所の場合200,000円

2. 施行期日 平成29年4月1日に遡って施行します。

3. 中津市勤労者資格取得支援事業補助金制度について

平成28年9月に行った事業所1,000社アンケートによると、経営上の課題として「人材の確保、育成」と回答した事業所が63.4%となっており、人材不足とともに「人材育成」を課題と捉えている事業所が多く存在しています。

中津市勤労者資格取得支援事業補助金制度は、市内事業所に勤務する方が、能力開発や技術力向上のために資格を取得する事業に要する経費を市が補助することにより、市内事業所の技術力向上及び人材育成の支援を図っています。

4. 参考 ※ 現在、平成29年度後期技能検定の受付期間中です。

受付期間：平成29年10月2日(月)～13日(金)

提出先：大分県職業能力開発協会

問合先：商工振興課(担当：佐藤)
(TEL:0979-22-1111・内線394)